

【指定障害者支援施設 大和更生園】 利用料金について

○給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	<p>食事の提供をします。 食事時間</p> <p>朝食 07:30～08:30 昼食 11:50～13:00 夕食 18:00～19:00</p> <p>栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ手作りの食事を提供します。 特別食(本人希望による)</p>	<p>1日 680 円</p> <p>実費</p>
光熱水費	使用量に関わらず 1 日	1,078 円
創作活動等	創作的活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	<p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。</p> <p>①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽</p>	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	実費
金銭管理	通帳管理、小遣い等を管理します。	年 25,000 円
健康診断	協力医等と相談し、必要な検診を実施します。	実費

被服費	必要に応じ補充します。	実費
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他 	実費

※介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。